

社会福祉法人光葉会 役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光葉会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償（1日あたり）

旧岩国市	5,000 円
その他	8,000 円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償（1日あたり）

旧岩国市	5,000 円
その他	8,000 円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1.この規程は、平成29年6月12日から施行する。